

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出して下さい。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成25年11月25日

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長
山田 哲也

記

1. 協定の概要

(1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定

(2) 目的： 本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、首都国道事務所が管理する施設等（以下「所管施設」という。）及び「国土交通省業務継続計画」による応援区間（以下「BCP区間」という。）において発生した災害に対する災害応急対策業務に関し、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設機材・労力等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被災施設の被害拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容： 協定書及び協定区間は別紙ー1、2のとおり首都国道事務所管内及びBCP区間とする。

※上記「BCP区間」とは、首都圏直下型地震への初動対応として「国土交通省業務継続計画」にのっとり、被災箇所への応援等を行うべく決められた区間のことで、首都国道管轄外で隣接する事務所の管理区間のことである。

(4) 期間： 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間とする。ただし期間末において資機材関係の報告について協議を行った場合は、最大3年までの期間延長ができる。

(5) 支払い等： 契約手続きに基づき支払いを行う。

2. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 下記の地域内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
 - 東京都：東京23区
 - 千葉県：千葉市、船橋市、習志野市、市川市、浦安市、松戸市、柏市、我孫子市
 - 埼玉県：三郷市、八潮市、草加市
- (4) 首都国道事務所が開催する防災訓練（机上訓練：年1回）や会議等（年1～2回程度）に参加できること。
- (5) 平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事の施工実績を有すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 技術資料の提出の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 技術資料の作成に関する事項

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

- (1) 災害時に使用する建設機械・資機材の保有及び手配状況
- (2) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力
- (3) 災害出動時における貢献分野及び実績等
- (4) 上記2. (5)における施工実績
- (5) 協定締結区間の希望理由

4. 協定締結の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。
なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とするので注意すること。
- (2) 協定区間は、3. (5)「協定締結区間の希望理由」を参考とする。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定区間を変更、または、3. (1)「災害時に使用する建設機械・資機材の保有及び手配状況」ならびに(2)「災害出動要請時の人員配置状況及び技術力」を勘案し、複数区間を担当する場合がある。
- (4) 上記(2)及び(3)における技術資料及び技術審査の各項目、ならびに審査項目についての詳細は技術資料作成要領による。

5. 手続等

- (1) 担当部署 〒271-0072

千葉県松戸市竹ヶ花86

①審査に関すること

関東地方整備局首都国道事務所工務課（担当：小林）

TEL 047-362-4114

F A X 0 4 7 - 3 6 1 - 5 8 9 2

②技術資料提出場所

関東地方整備局首都国道事務所経理課 専門官

T E L 0 4 7 - 3 6 2 - 4 1 1 2

F A X 0 4 7 - 3 6 2 - 6 1 9 0

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

・交付期間

平成25年11月25日(月)から平成25年12月9日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

・交付場所及び方法

資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)の入手方法は、首都国道事務所HPからのダウンロード、または首都国道事務所経理課において配布する。

※首都国道事務所HPアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/index.htm>

(3) 技術資料の提出期間並びに提出場所及び方法

・提出期間

平成25年11月25日(月)から平成25年12月9日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

・提出場所

(1) ②に同じ。

電子メール 担当者に問い合わせること。

・提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メール(電送または電子メールの場合には着信を確認すること。)による。
詳細は、技術資料作成要領による。

(4) 協定締結者への通知

・通知方法

協定締結者には、書面により通知する。

・選定通知

平成25年12月26日(木)を予定する(電送及び郵送発送予定)。

6. その他

(1) 本協定は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性社会性で、「災害協定等による地域貢献の実績」として加算評価されるものである。

(2) 提出された技術資料に関し、平成25年12月19日～20日、24日(予備日)の間でヒアリングを実施する予定である。

なお、ヒアリングに関する事項は別途通知する。

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の公募に係る
技術資料作成要領

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出して下さい。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長
山田 哲也

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的： 本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、首都国道事務所が管理している施設等（以下「所管施設」という。）及び「国土交通省業務継続計画」による応援区間（以下「BCP区間」という。）において発生した災害に対する災害応急対策業務に関し、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設機材・労力等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被災施設の被害拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容： 協定書及び協定区間は別紙－1、2のとおり首都国道事務所管内及びBCP区間とする。
※上記「BCP区間」とは、首都圏直下型地震への初動対応として「国土交通省業務継続計画」にのっとり、被災箇所への応援等を行うべく決められた区間のことで、首都国道管轄外で隣接する事務所の管理区間のことである。
- (4) 期間：平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間とする。ただし期間末において資機材関係の報告について協議を行った場合は、最大3年までの期間延長ができる。
- (5) 支払い等：契約手続きに基づき支払いを行う。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 下記の地域内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
東京都：東京23区
千葉県：千葉市、船橋市、習志野市、市川市、浦安市、松戸市、柏市、我孫子市
埼玉県：三郷市、八潮市、草加市
- (4) 首都国道事務所が開催する防災訓練（机上訓練：年1回）や会議等（年1～2回程度）に参

加できること。

- (5) 平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事の施工実績を有すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 技術資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・次表1) で記載した保管場所の位置を表示した図面を提出すること。なお図面表示する保管場所は、資材のみの置場も表示すること。
- ・次表2) で参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した図面を提出すること。
- ・次表4) の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。

なお、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 災害時に使用する建設機械・資機材の保有及び手配状況	<ul style="list-style-type: none">① 災害時に確保可能な建設機械、運搬車両及び資機材について手配が可能な理由・根拠を記載すること。② 記載する項目は、手配することができる建設機械、運搬車両及び資機材とし、各項目ごとに名称、規格、数量、保管場所、所有者を記入すること。③ 記載様式は様式-1とする。
2) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力	<ul style="list-style-type: none">① 災害出動要請時において、現場へ出動可能な人員配置状況を記載する。② 記載する対象は、動員可能な技術者、作業員、オペレーターとする。③ 記載内容は、上記対象者ごとの出動可能人数を記入する。また、技術者については、1級または2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格保有者数を記入するものとする。 ※「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。<ul style="list-style-type: none">・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者 ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 <p>④ 記載様式は様式－２とする。</p>
3) 災害出動時における貢献分野及び実績等	<p>① 災害出動にあたり、自社において貢献できる分野（得意分野）について記述すること。</p> <p>② ①について災害出動等の実績がある場合は、出動年月、災害種別、協力した機関名、協力内容を記入すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－３とする。</p>
4) 工事の施工実績	<p>① 平成１０年４月１日以降に元請けとして 完成・引渡しが完了した公共工事を１件記載する。</p> <p>※公共工事とは国、地方公共団体及び特殊法人が発注する工事。</p> <p>② 記載様式は様式－４とする。</p> <p>※施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。</p>
5) 協定締結区間の希望理由	<p>① 協定締結にあたっての実施希望区間を記載する。</p> <p>② 記載内容は、協定締結を希望する区間の区間番号（別紙－２「協定区間一覧表」参照）及び理由を記載する。</p> <p>※状況に応じ、ＢＣＰ区間への応援出動を要請することがある。</p> <p>③ 記載様式は様式－５とする。</p>

(2) 技術資料の提出

①技術資料は持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送または電子メールによること（電送または電子メールの場合には着信を確認すること）。

・受付期間：平成２５年１１月２５日（月）から平成２５年１２月９日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分までとする。

・受付場所：関東地方整備局首都国道事務所経理課 専門官

〒271-0072

千葉県松戸市竹ヶ花 86

TEL 047-362-4112

FAX 047-362-6190

電子メール 担当者に問い合わせること。

②提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

③電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

1) 申請書類のファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2010形式以下のもの)
- ・Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
- ・JustSystem一太郎 (pro以下のもの)
- ・PDFファイル

2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量が3MB以内とすること。なお、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式またはLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

4. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

①提出された技術資料を基に、審査に関する事項の各審査項目を総合的に判断し協定締結者を選定する。ただし、協定締結区間は希望区間とならない場合がある。

②協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定締結区間を変更又は、『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の公募3.(1)「災害時に使用する建設機械・資機材の保有及び手配状況」、及び3.(2)「災害出動要請時の人員配置状況及び技術力」の内容を勘案し、複数区間を担当させる場合がある。

(2) 協定締結者への通知

①「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した場合は、書面により首都国道事務所長から通知する。

②選定通知は、平成25年12月26日(木)を予定する。

5. 非選定理由に関する事項

(1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)を書面をもって首都国道事務所長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：関東地方整備局首都国道事務所工務課(担当：小林)

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86

TEL 047-362-4114

FAX 047-361-5892

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(4) (2)の書面は持参によるものとする。

(5) (2) の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する質問には応じるが、協定内容等の質問には応じない。

なお、質問がある場合は、次に従い提出すること。

①提出方法：書面を持参、郵送、電送または電子メールによるものとする。（電送または電子メールの場合には着信を確認すること。）

②提出期限及び回答日：平成25年11月25日の8時30分から以下により質問を受け、また回答する。

・申請書及び資料の提出

に対する質問の提出期限：平成25年12月3日（火）の17時15分まで。
回答は平成25年12月5日（木）までに行う。

・質問の提出先：

関東地方整備局首都国道事務所工務課（担当：小林）
〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
TEL 047-362-4114
FAX 047-361-5892
電子メール 担当者に問い合わせること。

7. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性社会性で、「災害協定等による地域貢献の実績」として加算評価されるものである。
- (2) 提出された技術資料に関し、平成25年12月19日～20日、24日（予備日）の間でヒアリングを実施する予定である。

なお、ヒアリングに関する事項は別途通知する。

災害時における災害応急対策業務に関する協定書（案）

国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役（以下「乙」という。）とは、首都国道事務所管内の国土交通省所管施設等（以下「所管施設」という。）及び「国土交通省業務継続計画」による応援区間（以下「ＢＣＰ区間」という。）について、災害時における災害応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、首都国道事務所の所管施設及びＢＣＰ区間において発生した災害に対する災害応急対策業務に関し、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設機材・労力等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被災施設の被害拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は所管施設に災害が発生し、または、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」（以下「業務」という。）の協力を要請することができるものとする。

また、上記の協力要請は甲の指示によりＢＣＰ区間においても適用する。

※ＢＣＰ区間とは、首都圏直下型地震への初動対応として「国土交通省業務継続計画」にのっとり、被災箇所への応援等を行うべく決められた区間のことで、首都国道管轄外で隣接する事務所の管理区間のことである。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し要請する業務は所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等（以下「応急対策等」という。）を実施するものとする。

なお、甲が乙に対し協力を依頼する内容は次のとおりである。

①. 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、必要に応じ道路の巡回や危険箇所の規制措置、また危険箇所の注意喚起や交通規制措置を周知する案内板や標識等を設置する。また大雪時における路面凍結等が発生した場合状況に応じ、当該区間の応援等を指示することがある。

②. 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

③. 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、各被災箇所
の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

（実施区間）

第4条 実施区間は一般国道〇〇号のうち〇〇から〇〇とする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、あらかじめ災害時に備え、「業務」に際し使用可能な建設機材・労力等の数量（人数）及び体制を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（業務の出動要請）

第6条 甲は、乙に対して第3条に基づき「業務」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 乙は、甲からの業務実施の要請を承諾する場合、甲に対し書面、電話等の方法によりその旨を報告する。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

（業務の指示）

第7条 業務の直接の指示は甲又は当該実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）、甲の指示を受けた首都国道事務所の職員のいずれかが行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(建設資機材等の提供)

第 8 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、甲が保有する建設資機材等と乙の保有する建設機材・労力等について、相互に提供するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 6 条に基づき、乙に出動を要請したときには、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第 10 条 乙は「業務」を行ったときは、作業人員・作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに、業務の指示を行った者へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第 11 条 乙は、「業務」が完了したときは、電話等の方法により直ちにその旨を業務の指示を行った者へ報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、「業務」完了後、当該業務に要した費用（第 8 条による乙の建設機材・労力等を含む）を第 9 条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第 9 条に基づき支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(業務の特例)

第15条 災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容および第4条で規定する以外の区間についても甲の指示により業務を実施できるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の期間は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間とする。ただし期間末において第5条における「建設資機材等の報告」について甲乙協議を行った場合は、最大3年までの期間延長ができる。

(協定の解約)

第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第19条 乙は、甲において開催する防災訓練（机上訓練：年1回）や会議等（年1～2回程度）に参加するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成26年 1月 1日

甲 千葉県松戸市竹ヶ花86
国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長 山田 哲也 印

乙 (住所)
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

別紙－2「協定区間一覧表」

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』

路線	区間番号	協定区間	延長 km
R298	1	東京都葛飾区東金町8丁目 ~ 千葉県市川市国分7丁目	4.7
	2	千葉県松戸市田尻1丁目 ~ 千葉県市川市高谷	2.7
B C P 区 間	R6	東京都中央区日本橋本町 ~ 千葉県松戸市南花島3丁目	17.5
	R14	東京都中央区東日本橋 ~ 東京都江戸川区一之江	8.9
	R357	東京都江戸川区堀江町 ~ 東京都大田区羽田空港	22.9